

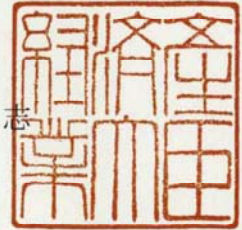
経済産業省

20191129中第7号  
令和2年3月16日

瀬戸内市商工会  
会長 元浜 詳一 殿

瀬戸内市長 武久 顕也 殿

経済産業大臣 梶山 弘志



経営発達支援計画に係る認定通知書

令和元年11月1日付けで申請のあった経営発達支援計画（以下、「計画」という。）については、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（以下、「法」という。）第7条第6項の規定に基づき認定します。

認定後は、法第11条第2項の規定に基づき、計画に係る経営発達支援事業の実施状況について別紙のとおり報告を求めます。

(別紙)

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（以下、「法」という。）第11条第2項に基づき報告を求める事項等について

### 1. 法第11条第2項に基づき報告を求める事項

法第7条第1項に基づき認定を受けた計画の実施期間中に実施した経営発達支援事業について、毎年の実績値の報告を求める。報告を行う事項や報告方法については、経済産業省から指示された内容に従うこと。

なお、報告された内容については、経営発達支援事業の実施状況の確認を含む経済産業省の政策評価のために活用することとし、また、当該内容について、必要に応じ、匿名加工等の個者を特定できない加工等を施した上で、小規模企業振興基本法第12条に基づく年次報告等による公開を行う。

### 2. 法第8条第1項に基づく変更申請を要する事項

認定を受けた計画について、その実施体制を含め、内容の変更が生じた場合には、法第8条第1項に基づく変更申請を要するので、その事実が生じたときから、遅くとも3か月以内には、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成5年通商産業省令第44号。以下、「施行規則」という。）第8条の規定に基づき変更申請を行うこと。

なお、次のいずれかに該当する場合は、軽微な変更として、認定又は不認定の処分の決定に要する標準処理期間を短縮して取り扱うものとする。ただし、軽微な変更であっても、軽微な変更でない変更と同様に施行規則第8条の規定に基づく変更申請を行うこと。

- ・商工会又は商工会議所、関係市町村（以下、「申請主体」という。）の名称、住所、代表者氏名の変更
- ・合併等に伴い権利義務を承継した商工会又は商工会議所、関係市町村への申請主体の変更
- ・計画別表4に記載された連携者の名称、住所、代表者氏名の変更
- ・計画別表4に記載された連携者の削除
- ・申請主体に対して情報の提供及び助言を行う経営指導員の異動変更
- ・計画の効力の消滅を目的とした計画期間の短縮

### 3. 法第8条第1項に基づく取消処分の事由の教示

上記1の実績値の報告が行われない場合は、計画に従って経営発達支援事業が実



施されていないと判断し、行政手続法に基づく弁明の機会の付与の手続を経た上で認定の取消処分を行う。

上記1の実績値の報告が虚偽の内容であることが明らかとなった場合は、計画に従って経営発達支援事業が実施されていないと判断し、行政手続法に基づく弁明の機会の付与の手続を経た上で認定の取消処分を行うとともに、法第14条の罰則を適用する。

上記2の変更申請を要するにも関わらず、変更申請が遅滞していると認められる場合には、個別に法第11条第2項に基づき報告を求めるとともに、それでもなお変更申請が行われない場合は、認定要件に適合しなくなった(経営指導員の欠員等)又は計画に従って経営発達支援事業が実施されていないと判断し、行政手続法に基づく弁明の機会の付与の手続を経た上で認定の取消処分を行う。

以上